

東京都自然公園条例施行規則（平成十四年東京都規則第百二十七号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第二章 総則</p> <p>第一条から第二十四条まで（現行のとおり）</p> <p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第二十五条（現行のとおり）</p> <p>一から十六まで（現行のとおり）</p> <p>十七 境界標（不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第七 十七条第一項第九号に規定する境界標をいう。）を設置すること。</p> <p>十八 受信用アンテナ（テレビジョン放送の用に供するものに限る。） を設置すること。</p> <p>十九 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二条第四号に規定 する無線設備を改築し、又は増築（新たに増築する無線設備の高さ が、既存の無線設備の高さ又はそれが付帯する工作物の高さのうち いずれか高い方の位置を超えないものに限る。）すること。</p> <p>二十 既存の電線、電話線又は通信ケーブルを既存の規模を超えない 範囲（径の変更を除く。）で張り替えること（色彩の変更を伴わな いものに限る。）。</p> <p>二十一 電柱に付帯する変圧器を既存の規模を超えない範囲で交換 すること。</p> <p>二十二 支持物から他の支持物を經ずに需要場所の引込口に至る電 線、電話線及び通信ケーブルを設置すること。</p>	<p>目次（略）</p> <p>第二章 総則</p> <p>第一条から第二十四条まで（略）</p> <p>（特別地域内における許可又は届出を要しない行為）</p> <p>第二十五条（略）</p> <p>一から十六まで（略）</p>

二十三 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十七条第一項に規定する認定保護増殖事業等（以下この条において「認定保護増殖事業等」という。）の実施のために必要な工作物を設置すること。

二十四 野生鳥獣による人、家畜又は農作物に対する被害を防ぐためにカメラを設置し、又は柵、金網その他必要な施設（その高さが三メートルを超えない施設であつて、道路その他公衆の通行し、又は集合する場所から二十メートル以上離れているものに限る。）を新築し、改築し、若しくは増築すること。

二十五 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二条第一項に規定する特定外来生物（以下この条において「特定外来生物」という。）の防除の目的で、カメラを設置すること。

二十六 （現行のとおり）

二十七 （現行のとおり）

二十八 （現行のとおり）

二十九 （現行のとおり）

三十 （現行のとおり）

三十一 （現行のとおり）

三十二 認定保護増殖事業等の実施のために木竹を伐採すること。

三十三 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除に係る特定外来生物である木竹を伐採すること。

三十七 （略）

三十八 （略）

三十九 （略）

四十 （略）

四十一 （略）

四十二 （略）

- 三十四 (現行のとおり)
- 三十五 (現行のとおり)
- 三十六 (現行のとおり)
- 三十七 (現行のとおり)
- 三十八 (現行のとおり)
- 三十九 (現行のとおり)
- 四十 (現行のとおり)
- 四十一 (現行のとおり)
- 四十二 (現行のとおり)
- 四十三 (現行のとおり)
- 四十四 (現行のとおり)
- 四十五 (現行のとおり)
- 四十六 (現行のとおり)
- 四十七 (現行のとおり)
- 四十八 (現行のとおり)
- 四十九 (現行のとおり)
- 五十 (現行のとおり)
- 五十一 (現行のとおり)
- 五十二 (現行のとおり)
- 五十三 (現行のとおり)

五十四 認定保護増殖事業等の実施のために標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

- 二十三 (略)
- 二十四 (略)
- 二十五 (略)
- 二十六 (略)
- 二十七 (略)
- 二十八 (略)
- 二十九 (略)
- 三十 (略)
- 三十一 (略)
- 三十二 (略)
- 三十三 (略)
- 三十四 (略)
- 三十五 (略)
- 三十六 (略)
- 三十七 (略)
- 三十八 (略)
- 三十九 (略)
- 四十 (略)
- 四十一 (略)
- 四十二 (略)

五十五 特定外来生物の防除の目的で、標識その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は工作物等にこれらを表示すること。

五十六 (現行のとおり)

五十七 (現行のとおり)

五十八 (現行のとおり)

五十九 (現行のとおり)

六十 (現行のとおり)

六十一 (現行のとおり)

六十二 (現行のとおり)

六十三 (現行のとおり)

六十四 (現行のとおり)

六十五 (現行のとおり)

六十六 (現行のとおり)

六十七 認定保護増殖事業等の実施のために別表第一に掲げるものを採取し、又は損傷すること。

四十三 (略)

四十四 (略)

四十五 (略)

四十六 (略)

四十七 (略)

四十八 (略)

四十九 (略)

五十 (略)

五十一 (略)

五十二 (略)

五十三 (略)

五十四 都市公園法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条第二項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和三十二年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和三十二年政令第二百九十号)第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下「園内移動用施設である索道等」という。)及び都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第二項において準用する場合

を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し又は増築すること(改築又は増築後において、その高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)

五十五 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為をすること。

五十六 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

五十七 漁業を営むために車馬又は動力船を使用すること。

五十八 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

五十九 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査(同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。)のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

六十 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しく

は動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

六十一 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

六十二 地すべり等防止法第三条第二項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

六十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

六十四 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

六十五 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条に規定する港の区域内において動力船を使用すること。

六十六 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

六十七 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処する

六十八 (現行のとおり)

六十九 (現行のとおり)

七十 (現行のとおり)

七十一 (現行のとおり)

七十二 都市公園法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園又は都市計画法(昭和三十二年法律第百号)第四条第六項に規定する都市計画施設である公園若しくは緑地を設置し、又は管理すること(都市公園法施行令(昭和三十二年政令第二百九十号)第五条第六項に掲げる施設のうち、園内移動用施設である索道、鋼索鉄道、モノレールその他これらに類するもの(以下「園内移動用施設である索道等」という。)及び都市計画法第十八条第三項(同法第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により国土交通大臣に協議し、その同意を得た都市計画に基づく都市計画事業の施行として行う場合以外の場合における高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超える工作物(園内移動用施設である索道等を除く。)を新築し、改築し又は増築すること(改築又は増築後において、その高さが十三メートルを超え、又は水平投影面積が千平方メートルを超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。)を除く。)

ための業務に係る訓練を含む)、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

六十八 (略)

六十九 (略)

七十 (略)

七十一 (略)

七十三 前各号に掲げるもののほか、工作物等を修繕するために必要な行為をすること。

七十四 森林施業のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

七十五 漁業を営むために車馬又は動力船を使用すること。

七十六 漁業取締りのために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

七十七 河川法第三条第一項に規定する河川その他の公共の用に供する水路の管理又はその指定を目的とする調査（同法第六条第一項に規定する河川区域の指定、同法第五十四条第一項の規定による河川保全区域の指定又は同法第五十六条第一項の規定による河川予定地の指定を目的とするものを含む。）のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

七十八 砂防法第一条に規定する砂防設備の管理若しくは維持又は同法第二条の規定により指定された土地の監視のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

七十九 海岸法第三条に規定する海岸保全区域の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

八十 地すべり等防止法第三条第一項に規定する地すべり防止区域の管理又は同項の規定による地すべり防止区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

八十一 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一

項に規定する急傾斜地崩壊危険区域の管理又は同項の規定による急傾斜地崩壊危険区域の指定を目的とする調査のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

八十二 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設の管理のために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

八十三 港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第二条に規定する港の区域内において動力船を使用すること。

八十四 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三条の規定により一般旅客定期航路事業の免許を受けた者、同法第二十条の規定により不定期航路事業の届出をした者又は同法第二十一条の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けた者が当該事業を営むために動力船を使用すること。

八十五 国又は地方公共団体が法令に基づきその任務とされている遭難者を救助するための業務（当該業務及び非常災害に対処するための業務に係る訓練を含む）、犯罪の予防又は捜査その他の公共の秩序を維持するための業務、交通の安全を確保するための業務、水路業務その他これらに類する業務を行うために車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

八十六 （現行のとおり）

八十七 （現行のとおり）

第二十六条から第二十七条まで （現行のとおり）

（普通地域内における届出を要しない行為）

七十二 （略）

七十三 （略）

第二十六条から第二十七条まで （略）

（普通地域内における届出を要しない行為）

第二十八条 (現行のとおり)

一 第二十五条第一号から第二十五号まで、第三十五号から第三十八号まで、第四十九号から第五十五号まで、第七十二号又は第七十三号に掲げる行為

二から十七まで (現行のとおり)

第二十九条から第四十九条まで (現行のとおり)

(占用の期間)

第五十条 (現行のとおり)

一 都市公園法第七条第一項第一号から第三号まで並びに都市公園法施行令第十二条第二項第一号から第五号まで及び同条第三項各号に掲げるもの 十年

二から五まで (現行のとおり)

第五十一条から第五十三条まで (現行のとおり)

(占有に関する制限)

第五十四条 (現行のとおり)

一から九まで (現行のとおり)

十 保育所その他の社会福祉施設は、自然ふれあい公園の広場(普通地域内のものに限る。)又は自然公園施設として設けられる建築物(第三条第四号に規定するものに限る。以下この号において同じ。)内に設けること。この場合において、当該社会福祉施設を自然ふれあい公園の広場内に設ける場合にあつてはその敷地面積の合計は当該自然ふれあい公園の広場の敷地面積の百分の三十を、当該社会福祉施設を自然公園施設として設けられる建築物内に設ける場合にあつてはその床面積の合計は当該建築物の延べ面積の百分の五十を、それぞれ超

第二十八条 (略)

一 第二十五条第一号から第十六号まで、第二十四号から第二十七号まで、第三十八号から第四十二号まで、第五十四号又は第五十五号に掲げる行為

二から十七まで (略)

第二十九条から第四十九条まで (略)

(占有の期間)

第五十条 (略)

一 都市公園法第七条第一項第一号から第三号まで及び都市公園法施行令第十二条第二項第一号から第五号までに掲げるもの 十年

二から五まで (略)

第五十一条から第五十三条まで (略)

(占有に関する制限)

第五十四条 (略)

一から九まで (略)

۱۳۹۵/۱۱/۲۰